



すべての人が、幸せになる権利を持っています。

人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

自己決定権という新しい人権

下関市では公共施設や学校、企業などいろいろな場所で、人権講座を開催しています。私が講師として人権について話す時、山口県人権推進指針についても解説します。指針の中では、男女共同参画の問題、子どもの問題、高齢者の問題など16の課題が示されていて、その中の一つに「インフォームド・コンセントの推進」があります。

インフォームド・コンセントとは、患者と家族が病状や治療について十分に理解をし、また、医療職も患者と家族の意向や様々状況や説明内容をどのように受けとめたか、どのような医療を選択するか、患者・家族、医療職などの関係者と互いに情報を共有し、みんなで合意するプロセスのことです。ただ単に病状や医療方針を聞き、同意書を書くことではありません。

では、インフォームド・コンセントが、なぜ人権課題と関係あるのでしょうか。それは新しい人権の一つ、自己決定権に関係するからです。自己決定権とは、自分の生き方や生活スタイルについて、自分自身が自由に決定する権利です。この権利は日本国憲法には明記されていませんが、第13条で保障されている幸福追求権に基づいて主張され、公共の福祉に反しない限り保障されると考えられています。職業、趣味など様々な分野で自己決定権に関わる場面がありますが、特に多いのが医療の分野です。

ある裁判で自己決定権が問われました。宗教上の理由で輸血を拒否した患者が、手術の際に無断で輸血を行った医師に対して損害賠償を求めたのです。最高裁は、意思決定をする権利は、人格権の一つとして尊重されなければならないとして、患者の言い分を認めました。

ドナーカードも、臓器提供に関する自己決定です。また、尊厳死や安楽死のように死を自ら選択する権利も主張されています。人権を主張するには権利の行使に責任を伴い、お互いの権利を尊重することも必要です。今後も人権は広がり、新しい人権が求められていきます。日頃から身の周りの人権に関心を持ち、時には様々な人権について考えてみることも大切だと思います。